

新市 建設計画 (案)

平成 17 年 3 月 1 日
山武中央合併協議会

目次

第1章	序 論	1
1	合併の必要性	1
2	計画策定の方針	4
第2章	新市の概況	5
1	位置と地勢	5
2	人口・世帯	6
第3章	主要指標の見通し	10
1	人口	10
2	世帯数	10
3	就業人口	10
第4章	新市建設の基本方針	12
1	新市の将来像	12
2	新市の基本理念	13
3	新市建設の基本目標	14
4	地域別の整備方針	17
第5章	新市の主要施策	20
1	暮らしを支える快適なまち	21
2	水と緑が豊かな住みやすいまち	23
3	にぎわいや豊かな暮らしを創出するまち	25
4	だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまち	28
5	人と人とがふれあう文化の香り高いまち	31
6	住民と行政が協働してつくるまち	33
第6章	新市における県事業の推進	35
1	県の役割	35
2	新市における県事業	36
第7章	公共的施設の統合整備	37
第8章	財政計画	38
参考	用語説明	42

第1章 序 論

1 合併の必要性

21世紀を迎えた今、本格的な少子高齢化社会の到来、国・地方を通じた財政状況の著しい悪化、地方分権の推進、高度情報化の急速な進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会状況に対応し、住民にとってより魅力のある地域づくりを進めるために、合併は有効な手段であるとされています。

今、成東町・山武町・蓮沼村・松尾町の4町村において、合併が必要とされる理由として、次のような社会的背景があげられます。

1 総人口の減少と少子高齢化の進行への対応の必要性

わが国では、昭和60年頃から少子高齢化が急速に進行し、年少人口比率が15%を割るとともに、老年人口比率が20%に達しつつあります。平成7年にはすでに生産年齢人口が減少に転じていますが、平成17年以降は総人口が減少に転じることが予測されています。

このことは、高齢者単独世帯や要介護者の増加のほか、人口構造の急激な変化による現役世代の負担増、子どもの健全な育成への影響、地域社会の活力の低下など、さまざまな影響をもたらすものと考えられます。また、地方自治体においては、労働人口の減少による歳入規模の縮小や、福祉・医療などにかかる歳出の増大など、健全な財政運営に支障をきたすことが考えられます。

こうしたことから、今後も地域社会が発展し、住民が安心して暮らせるためには、これまで以上に地域が一体となってまちづくりに取り組み、市町村自らが効率的な行財政の運営、専門性の高い職員の確保、自立性の高い財政力の確立など、総合的な観点から行財政基盤を整備していく必要があります。

2 日常生活圏・経済圏の拡大とIT（情報通信技術）の急速な発展への対応の必要性

現在の市町村の枠組みがほぼ形成された昭和30年代初期は、徒歩または自転車による移動が中心の時代でしたが、現在は自動車社会となり、住民の生活圏や企業の経済活動圏は市町村の行政区域を越えて拡大しています。

また、インターネットや携帯電話など、IT（情報通信技術）が急速に普及し、ITの活用による生活圏や経済活動圏の拡大は、今後ますます加速されることが

予想されます。地方の都市や農漁村でも世界をマーケットとしてITを活用した新ビジネスを展開していくことが可能となり、こうしたビジネスを促進するためにも、行政基盤の拡大による支援体制の強化や、高度情報基盤の先進的な整備が求められています。

一方でITは、これまで住民から官公庁への訪問という形式が当たり前であった行政サービスの申請・申告手続を、自宅にいながらにして行うことを可能にするなど、これまでの住民と行政機関の関係のあり方に変革をもたらすことが期待されます。また、それらは単に申請等の手続きにとどまらず、福祉や医療、教育などのサービスにまで拡大していくことが可能であると考えられます。

このことは、行政区域内での地理的距離によるサービス水準の格差を解消することを可能とし、高齢者や障害者などへのサービスの充実の面でも大いに有効と考えられます。

こうした日常生活圏・経済圏の拡大とIT（情報通信技術）の急速な発展に対応した行政体制の整備が求められています。

3 財政の悪化と行財政改革の必要性

国・地方を合わせた債務残高が平成15年度末には約692兆円に到達するなど、今日、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。これに対し、国は、中央省庁等の再編をはじめとして特殊法人改革など国自身の本格的な財政構造改革に着手しており、地方財政に対しても、税源移譲と国庫補助負担金改革、地方交付税改革を合わせた「三位一体の改革」を進めています。

一方、4町村においても、それぞれ行財政改革に着手していますが、住民ニーズの高度化・多様化による行政需要の拡大は今後も進むものと考えられ、近い将来には、そうした需要をまかなう財源が不足することが予想されています。長期的に安定した財源を確保し、強固な行財政基盤を築く体制づくりが求められます。

4 地方分権への対応の必要性

住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な市町村で行うという地方分権が実行段階を迎え、これからの市町村は、自らの責任と判断で地域の特性を十分に活かして主体的に行政を進めていくことになります。国から県へ、県から市町村へと事務の委譲はこれまでも進んでいますが、なお一層、住民生活に密着したより

多くの権限委譲を推し進めるためには、これまで以上に市町村の行政体制や財政基盤を充実強化するとともに、政策立案能力を高めることが求められています。こうした地方分権時代に対応する行政組織を築くことが重要です。

2 計画策定の方針

新市建設計画は、以下の方針に基づき策定します。

1 計画策定の趣旨

新市建設計画は、4町村の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、4町村の速やかな一体性の確保を促し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとします。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画にゆだねるものとします。

2 計画の内容

本計画は、新市を建設していくための基本方針、また、基本方針を実現するための根幹となるべき主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

3 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成18年度から平成27年度までの10か年について定めるものとします。

4 計画策定における留意点

- (1) 本計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。
- (2) 本計画は、新市将来構想をベースとし、4町村の総合計画及び県の計画等をふまえて策定するものとします。
- (3) 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

第2章 新市の概況

1 位置と地勢

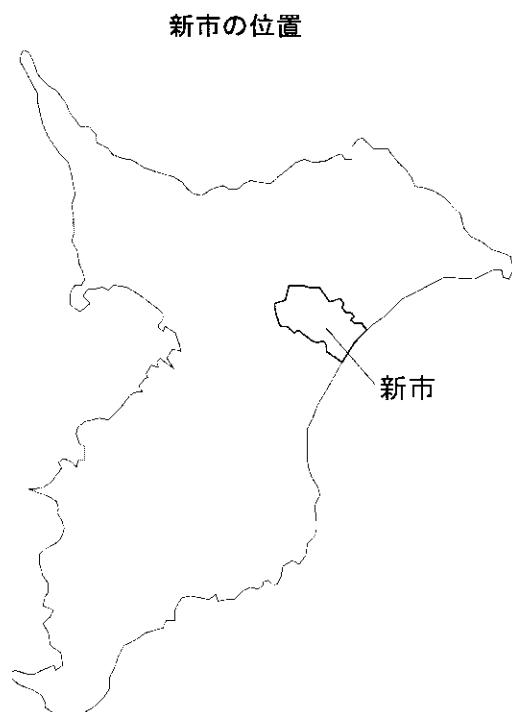
新市は、千葉県の東部に位置し、県都千葉市や成田国際空港まで約10～30km、都心へも約50～70kmのところにあります。日本有数の砂浜海岸である九十九里浜のほぼ中央で約8kmにわたって太平洋に面し、総面積は146.38km²です。

地勢は大別して九十九里海岸地帯と、その後背地としての広大な沖積平野及び標高40～80mの低位台地からなる丘陵地帯で構成されており、これらは海岸線にほぼ並行に帯状に展開しています。

海岸地帯は、砂浜と松林が連なり、成東海岸と蓮沼海岸の遠浅の海が広がり多くの海水浴客が訪れます。

平地地帯は、本地域の中央部に広がる肥沃な土壌を持つ九十九里平野で、田園地帯を形成しています。

丘陵地帯の大部分が成田層と呼ばれる地質で、表層が関東ローム層、下層が砂及び粘土互層で構成されており、上総層群の堆積盆地に位置しています。



河川は二級河川の木戸川、作田川などがあります。これらの河川は丘陵部から平野部に移行する地点で勾配が緩く、流下速度が遅いため土砂が堆積しやすい特徴を有しています。

気候は、太平洋を流れる黒潮（暖流）の影響を受け、海洋性気候に属します。年間の平均気温は15℃前後、年間降雨量は約1,500mm前後と、概して温暖・多雨であり、夏涼しく、冬温かい土地柄です。また、内陸の丘陵部では年間の気温差が海岸部に比べて大きく、海岸部は丘陵部に比べて年間降雨量が多くなっています。

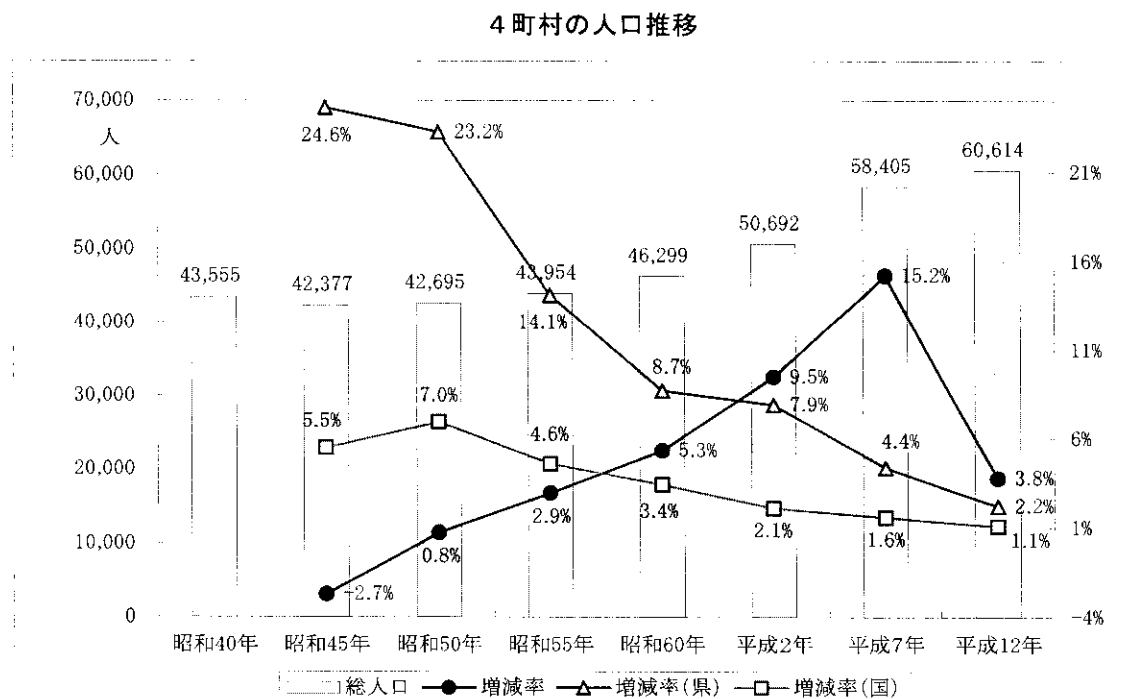
2 人口・世帯

1 人口の推移

平成12年の4町村の人口は60,614人です。昭和40年の43,555人から横ばいまたは微増傾向が続き、昭和60年は46,299人でした。

その後、平成の時代に入ると、首都圏の外延化にともない、千葉市や東京方面への通勤圏として住宅地開発が活発化し、人口増加の傾向が顕著となりました。4町村の人口増減率を、千葉県や全国と比較してみると、千葉県や全国では昭和50年以降、人口の増減率は低下の傾向をたどり、人口の伸びが鈍化してきているのに対して、4町村では、昭和45年から平成7年まで、人口増減率は上昇をつづけ、平成になってから特に人口が伸びたことがうかがえます。

次に、平成12年の年齢3区分人口の構成比をみると、4町村の65歳以上人口の比率は19.2%で、千葉県、全国の比率を上回っています。また、0～14歳人口の比率でも千葉県、全国の比率を上回っています。



資料：国勢調査

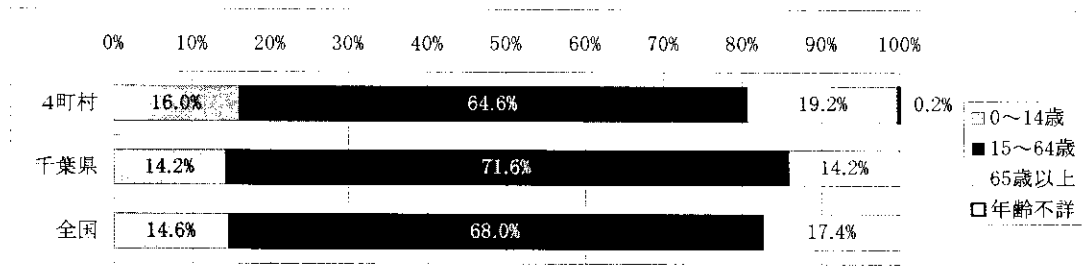
4 町村の人口推移と 5 年毎の人口増減率

(単位：人)

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年
成東町	18,972	18,572 -2.1%	19,001 2.3%	19,643 3.4%	20,856 6.2%	21,496 3.1%	23,542 9.5%	24,494 4.0%
山武町	9,408	8,959 -4.8%	8,743 -2.4%	9,145 4.6%	10,104 10.5%	13,606 34.7%	18,797 38.2%	20,033 6.6%
蓮沼村	4,801	4,717 -1.7%	4,693 -0.5%	4,703 0.2%	4,649 -1.1%	4,585 -1.4%	4,648 1.4%	4,751 2.2%
松尾町	10,374	10,129 -2.4%	10,258 1.3%	10,463 2.0%	10,690 2.2%	11,005 2.9%	11,418 3.8%	11,336 -0.7%
4 町村 合計	43,555	42,377 -2.7%	42,695 0.8%	43,954 2.9%	46,299 5.3%	50,692 9.5%	58,405 15.2%	60,614 3.8%
千葉県	2,701,770	3,366,624 24.6%	4,149,147 23.2%	4,735,424 14.1%	5,148,163 8.7%	5,555,429 7.9%	5,797,782 4.4%	5,926,285 2.2%
全国	99,209,137	104,665,171 5.5%	111,939,643 7.0%	117,060,396 4.6%	121,048,923 3.4%	123,611,167 2.1%	125,570,246 1.6%	126,925,843 1.1%

資料：国勢調査

年齢 3 区分構成比の比較



資料：平成 12 年国勢調査

4 町村の年齢 3 区分人口と構成比

(単位：人)

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総 数
成東町	3,736 15.3%	15,764 64.4%	4,935 20.1%	24,494 (59)
山武町	3,660 18.3%	13,231 66.0%	3,072 15.3%	20,033 (70)
蓮沼村	706 14.9%	2,910 61.2%	1,135 23.9%	4,751
松尾町	1,597 14.1%	7,251 64.0%	2,487 21.9%	11,336 (1)
4 町村合計	9,699 16.0%	39,156 64.6%	11,629 19.2%	60,614 (130)
千 葉 県	14.2%	71.6%	14.2%	100.0%
全 国	14.6%	68.0%	17.4%	100.0%

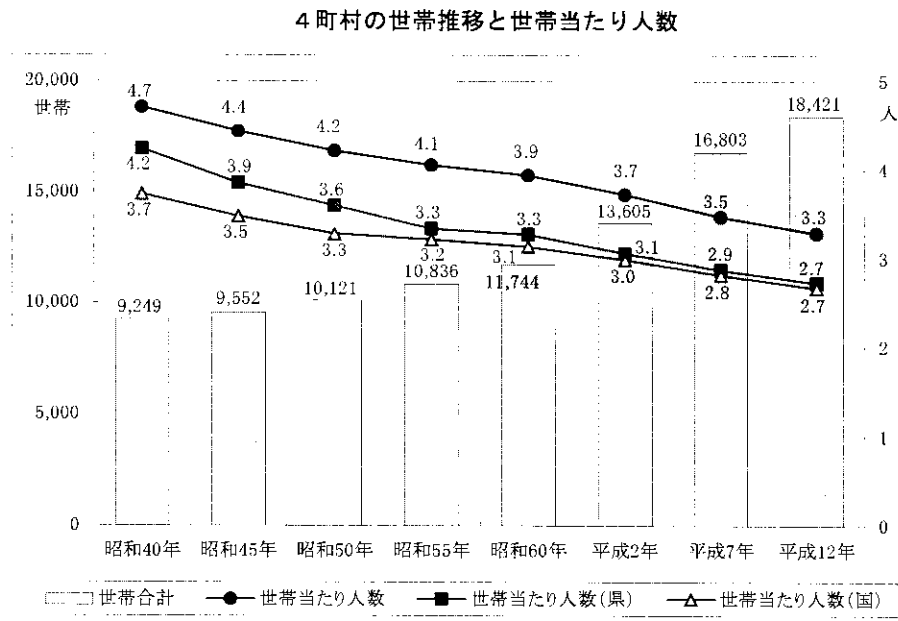
資料：平成 12 年国勢調査

*総数の () 内は不詳数。

*千葉県、全国は年齢不詳を按分しています。

2 世帯の推移

平成12年の4町村の世帯数は18,421世帯で、一世帯当たりの人数は3.3人です。世帯数は、それまでの増加傾向が平成の時代になってさらに強まり、4町村全体では、昭和60年と平成12年を比べると6,677世帯増加しています。これに対して一世帯当たりの人数は、減少傾向にあり、4町村全体では、昭和60年と平成12年を比べると0.6人減少しています。



資料：国勢調査

4町村の世帯推移

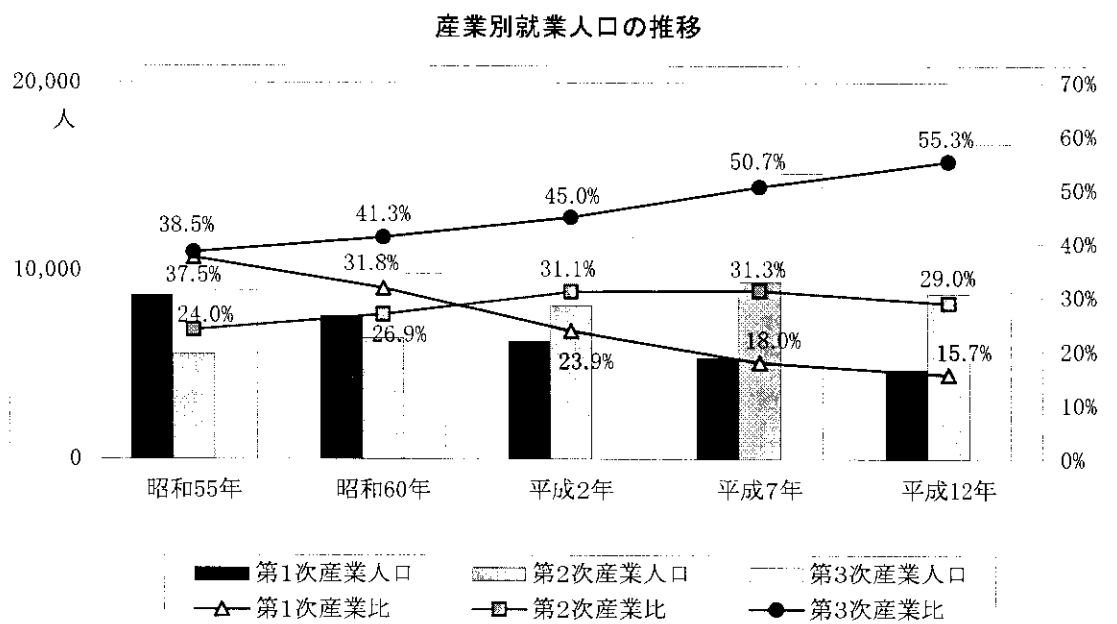
(単位：世帯、人)

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
成東町	4,036	4,249	4,580	4,944	5,397	5,861	6,898	7,668
山武町	1,961	1,980	2,036	2,208	2,531	3,650	5,426	6,060
蓮沼村	1,040	1,027	1,086	1,088	1,109	1,148	1,211	1,302
松尾町	2,212	2,296	2,419	2,596	2,707	2,946	3,268	3,391
合計	9,249	9,552	10,121	10,836	11,744	13,605	16,803	18,421
世帯当たり人数								
4町村	4.7	4.4	4.2	4.1	3.9	3.7	3.5	3.3
千葉県	4.2	3.9	3.6	3.3	3.3	3.1	2.9	2.7
全国	3.7	3.5	3.3	3.2	3.1	3.0	2.8	2.7

資料：国勢調査

3 産業別就業人口

4 町村の産業別就業人口の推移をみると、第1次産業は、昭和55年の8,698人（37.5%）から平成12年の4,761人（15.7%）へと半数近くに減少し、第3次産業が8,941人（38.5%）から16,745人（55.3%）へと大きく増加しています。第2次産業は5,569人（24.0%）から8,764人（29.0%）へと増加しています。



資料：国勢調査

産業別就業人口と構成比の推移

(単位：人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
第1次産業	8,698	7,594	6,252	5,393	4,761
	37.5%	31.8%	23.9%	18.0%	15.7%
第2次産業	5,569	6,431	8,152	9,390	8,764
	24.0%	26.9%	31.1%	31.3%	29.0%
第3次産業 (不明含む)	8,941	9,851	11,796	15,194	16,745
	38.5%	41.3%	45.0%	50.7%	55.3%
合 計	23,208	23,876	26,200	29,977	30,270

資料：国勢調査

* 分類不能の産業は第3次産業に含め、100%調整を実施している。

第3章 主要指標の見通し

1 人口

新市の人口はほぼ横ばいで推移し、平成27年には約61,000人となると推計されます。同年の年少人口比率は13.4%で、平成12年より2.6ポイント減少し、老年人口比率は27.7%で、平成12年より8.5ポイント上昇します。

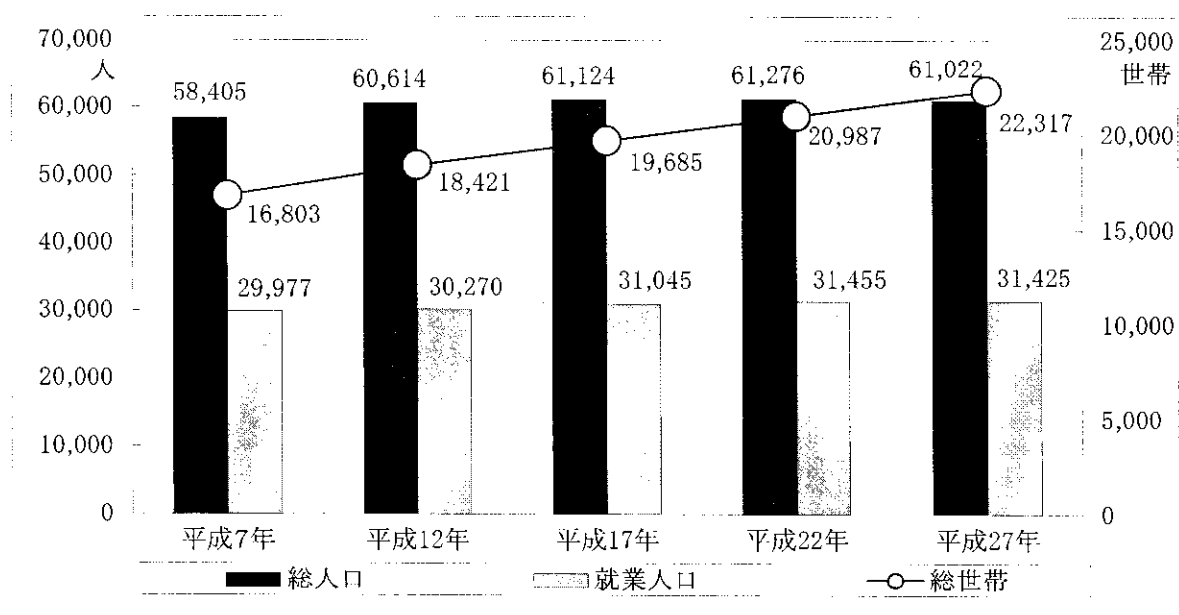
2 世帯数

新市の世帯数は、平成27年に、約22,000世帯になる見通しです。

3 就業人口

就業人口は、平成27年には約31,000人になると見込まれます。第1次産業への就業割合は平成12年の15.7%から平成27年には8.9%に減少し、かわって第3次産業の就業割合が増加すると推計されます。

■新市の人口等の見通し



■主要指標の見通し

単位：人、%、世帯

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 人 口		58,405	60,614	61,124	61,276	61,022
年 齢 別 人 口	年少人口(0～14 歳)	10,585	9,721	8,929	8,391	8,188
	割 合	18.1	16.0	14.6	13.7	13.4
	生産年齢人口(15～64 歳)	38,010	39,242	39,139	38,310	35,963
	割 合	65.1	64.8	64.0	62.5	58.9
	老年人口(65 歳以上)	9,810	11,651	13,056	14,575	16,871
	割 合	16.8	19.2	21.4	23.8	27.7
世 帯 数		16,803	18,421	19,685	20,987	22,317
1 世帯あたり人員		3.48	3.29	3.11	2.92	2.73
就 業 人 口		29,977	30,270	31,045	31,455	31,425
産 業 別	第 1 次産業就業人口	5,393	4,761	4,181	3,524	2,810
	割合	18.0	15.7	13.4	11.2	8.9
	第 2 次産業就業人口	9,390	8,764	8,988	9,107	9,099
	割合	31.3	29.0	29.0	29.0	29.0
	第 3 次産業就業人口	15,194	16,745	17,876	18,824	19,516
	割合	50.7	55.3	57.6	59.8	62.1

*平成 7 年と平成 12 年については、国勢調査実績値。ただし推計を行うため、年齢別人口は年齢不詳を按分しています。平成 17 年からは推計値。

*人口の将来見通しについては、平成 7、12 年のセンサス変化率を用いたコーホート法※で推計を行いました。

*世帯数は、平成 7、12 年の 1 世帯当り人数の減少傾向が今後も継続すると仮定して推計しました。

*就業人口は、15 歳以上人口に対する就業人口の割合について、平成 12 年の実績が一定に推移すると仮定して推計しました。各産業分野の就業人口は、第 1 次産業割合が逓減傾向、第 2 次産業割合が一定という条件のもとに推計しました。

第4章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

きらめく自然と笑顔が織りなす
ふれあい交響都市

新市は太平洋の青い水平線と白い砂浜のコントラストが美しい九十九里海岸、そしてその後背地に広がる田園地帯、森林を有する丘陵地帯で構成された自然環境に恵まれた都市です。千葉市や成田国際空港まで約10～30km、都心に約50～70kmの距離にあります。

新市は、稲作はもちろん野菜や果実の生産も盛んで、山武杉などの林産物、九十九里浜の海の幸と、自然の恵み豊かな地域です。また、観光リゾート地として海水浴やサーフィン、テニスなどのスポーツも楽しめ、若者にも魅力のある地域資源を有しています。近年では、新市の立地条件の良さから、工業施設の集積が高まりつつあるとともに、自然環境の良さから、この地域を訪れ、移り住む人々も数多くいます。交通アクセスの利便性も向上してきており、今後さらなる交流と物流と観光の拠点として発展することが期待されています。

そこで新市では、恵まれた自然環境のなかで人々が歴史的に育んできた産業と文化を土台に、自然と共生する個性豊かな生活環境、地域資源の循環による新しい豊かさの創造、活力あふれる産業の振興、そして人が集い交流し賑わう観光のまちづくりを目指します。そのため、本計画では、新市の将来像を「きらめく自然と笑顔が織りなす ふれあい交響都市」と定めます。

「きらめく自然」は、九十九里浜をはじめとする雄大な自然と、下総台地や九十九里平野の大地の恵みを表現しています。

「笑顔」は、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりがいきいきと輝き暮らすことを表しています。

新市では、「自然」と「笑顔」がハーモニーを奏で響きあい、一層の相乗効果を生み出すことで、人々の「ふれあい」豊かな魅力ある都市を創ります。

2 新市の基本理念

将来像「きらめく自然と笑顔が織りなす ふれあい交響都市」の実現に向けて、新市では、次の4つの基本理念に基づいてまちづくりを進めます。

1. 住んで良かったといえるまちづくり

水と緑の彩りあふれるこの地域の自然と共生し、豊かさと安らぎを築いていくことにより、新市で生活するだれもが「住んで良かった」「これからもここに住み続けたい」と言え、訪れる人が「住んでみたい」と思えるまちづくりを進めます。

2. 人と自然の地域循環で元気に輝くまちづくり

この地域が持つ豊かな自然の恩恵をただ消費するだけでなく、再生と再利用によって新しい価値を見出し、資源が循環する仕組みをつくります。また、だれもが健康で生きがいのある生活を送ることで、愛着と誇りを持って地域を担う次世代の心を育てます。こうして人と自然を大切にする地域循環の流れを未来へとつないでいくことで、元気に輝くまちづくりを進めます。

3. 人々の交流の和が広がるまちづくり

自然が豊かな観光リゾート、産業立地条件に恵まれた地域として、交流人口や転入人口の多いこの地域では、ここに住む人々とこの地を訪れる人々、そして新たに暮らす人々との交流が、新しいまちづくりの原動力となります。人が交流し、ものが交流し、産業が交流して、その和が陸に空に海へと広がるまちづくりを進めます。

4. 市民が主役のまちづくり

市民一人ひとりが主役の時代にあって、多様化、複雑化する地域課題を解決し、住みよいまちづくりを進めていくためには、市民と行政との協働と情報公開を推進していくことが必要です。できるだけ多くの市民の知恵をまちづくりに活かし、市民と行政が協働でまちづくりを進めます。

3 新市建設の基本目標

将来像の実現に向けて、施策分野ごとに以下の基本目標を掲げ、その目標を目指した総合的な施策を推進していきます。

<基本目標1>

暮らしを支える快適なまち

新市では、すべての市民が暮らしの快適さを実感できるように、幹線道路網の整備と地域間道路、生活道路の整備・充実に努めるとともに、市民生活や産業経済活動、都市間・地域間交流などの基盤となる公共交通体系の整備を推進します。

また、水や緑などの身近な自然環境と調和した市街地の整備と街並み・景観の形成に努めます。

さらに、市民との連携のもと、災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策を推進し、安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。

<基本目標2>

水と緑が豊かな住みやすいまち

豊かな自然と共生しながら、潤いのある生活環境の中で安心して暮らすことは、住民の日常生活の基本であり、共通の願いです。

新市は、丘陵地に森林があり、平地に田園が広がり、河川や湖沼、太平洋など水辺の環境が豊富で、また、温暖な気候にも恵まれた自然環境の優れた地域です。また、地下水や天然ガス等の資源にも恵まれています。しかし、上下水道の整備が不十分な地域やゴミ処理、不法投棄、航空機騒音、畜産公害などの問題もみられます。

そこで、新市では、恵まれた水、豊かな緑などの自然と調和した快適な生活環境づくりを進めるとともに、生活の基盤となるインフラ整備を推進します。

また、循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化・資源化の促進や、環境保全・環境美化活動の強化を図ります。

＜基本目標 3＞

にぎわいや豊かな暮らしを創出するまち

本地域の豊かな自然は、ここに住む人々を育み、産業に活力を与えてきました。新市では、こうした今ある自然、産業、人を地域の財産としてとらえ、これからもその豊かさの恩恵を大切に享受しながら、産業や人々の交流を活発にし、地域経済を発展させるまちづくりを推進します。

また、生産・流通・消費の流れを外に向かって拡大するだけでなく、質の高い地元産品を地元で消費する地産地消のシステムづくりや、観光と産業がリンクして外から人の流れを呼ぶ商業戦略、優位な立地条件を活かした工業の振興と雇用の創出など、新市が持つ地域資源（財産）と新市の秘めた潜在能力をフルに発揮し、新しい豊かさを創出するまちづくりに取り組みます。

＜基本目標 4＞

だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまち

少子高齢化や単身世帯・夫婦のみ世帯の増加、女性の社会進出が進む中、住民が健康で互いに助け合い、だれもが安心して暮らすことのできる環境づくりが大きな課題となっています。

そこで、新市は、すべての市民が健康で明るく暮らすことができることを基本とし、保健・医療・福祉の連携の強化と充実に努めるとともに、住民がともに支え合う地域社会を目指します。

また、子どもたちがのびのびと育ち、高齢者が生きがいを持ち、そして、障害のある人もない人も、だれもが将来に希望を持って暮らすことができる新市を目指します。

<基本目標5>

人と人がふれあう文化の香り高いまち

「まちづくりは人づくり」といわれます。新市は、市民のだれもが心身ともに健康で、生きがいを持って暮らすために、生涯にわたり、自ら学び続けることのできる学習環境の整備を推進するとともに、新市の未来を担う人材の育成、特にゆとりと個性を育む教育や青少年の健全育成を通じて、創造性豊かな人づくり、郷土の文化を吸収し国際感覚を身につけた次世代の人材育成を推進します。

<基本目標6>

住民と行政が協働してつくるまち

新市では、合併による行政コストの削減と財政支援措置の有効活用を図りながら、効率化による行財政基盤の充実を推進します。

市民の一人ひとりが主役の時代にあって、よりよいまちづくりを進めるため、情報公開と政策策定段階からの老若男女を問わない市民の市政への参画による、住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

さらに、市民や各種の民間団体が地域活動や交流事業に積極的に取り組むケースがますます多くなっており、まちづくりにおいても、市民相互の交流の活性化とコミュニティ活動の振興に努めながら、住民と行政の協働や役割分担を図っていきます。

4 地域別の整備方針

新市の地理的な要因やまちづくりを踏まえ、地域を4つのゾーンにわけ、振興の方策を定めます。また、各ゾーン間を結ぶ幹線道路や鉄道網を主軸としたネットワーク機能の強化に努め、各ゾーンの均衡ある発展を推進します。

1 ゾーン区分

① 丘陵生産ゾーン

新市北部の丘陵地域を丘陵生産ゾーンと位置づけます。丘陵生産ゾーンは、畑作や園芸農業などを中心とした新市の農業の中心地であるほか、山武杉など森林資源も豊富な地域です。また、ゾーンの中央を千葉東金道路が貫いており、松尾横芝インターチェンジがあります。

そこで、丘陵生産ゾーンでは、首都圏の食料基地としての役割を重視しながら、安全・安心・新鮮など消費者ニーズに的確に対応した都市型農業の発展に努めます。また、自然環境との調和に留意しながら、恵まれた立地を生かして、工業や流通などの機能集積や住宅開発の誘導を図っていきます。

② 都市交流ゾーン

新市の中央を貫くJR総武本線と国道126号、成東酒々井線の沿線地域を都市交流ゾーンと位置づけます。都市交流ゾーンは、成東庁舎や山武庁舎、松尾庁舎を拠点として、新市の賑わいを創出する地域として、商業機能、オフィス機能、文化交流機能などの集積に努め、駅周辺の整備や都市景観の誘導、水と緑の憩いの場の確保などにより、近隣市町村や他の地域からも人々が集まり、楽しく賑わう空間の創出に努めます。

③ 田園食彩ゾーン

海浜リゾートゾーンと都市交流ゾーンの間に位置する田園地域を田園食彩ゾーンと位置づけます。田園食彩ゾーンは、新市住民のみならず、首都圏・全国へ地域の農産物を供給する地域として、農業の振興を図るとともに、住環境の整備に努めます。また、地元農産物の直売や体験農業など、地産地消を推進するためのシステムづくりを進めます。

④ 海浜リゾートゾーン

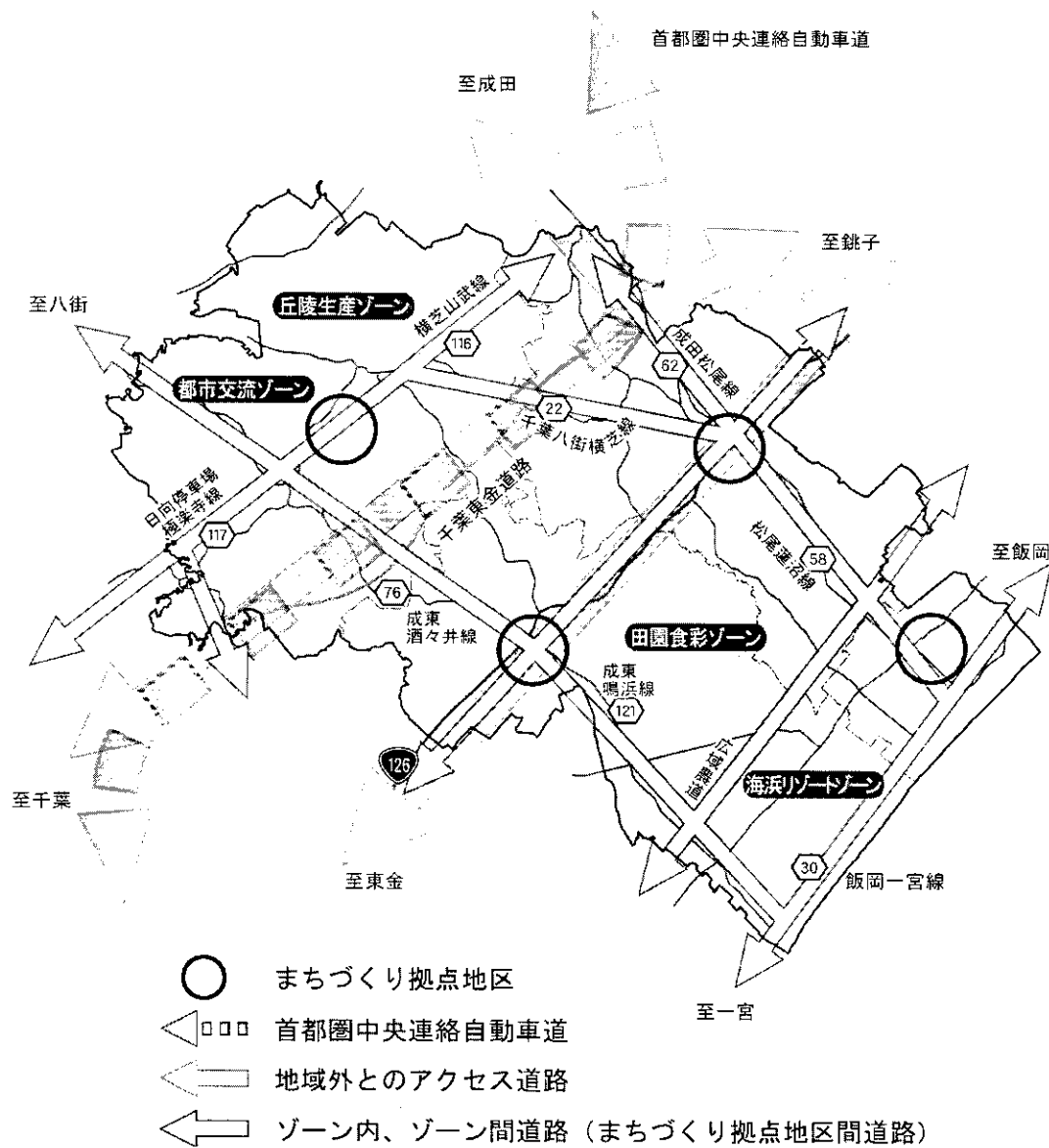
太平洋に開かれた九十九里浜沿岸地域を海浜リゾートゾーンと位置づけます。海浜リゾートゾーンは、太平洋のイメージを通して、新市の魅力を全国へアピールする地域として、九十九里浜の自然環境と調和した景観の形成や、新市独自の物産の直売や食の魅力の創出、多様なスポーツ合宿の誘致などにより、通年型の観光地づくりを進めます。

2 地域間ネットワーク

現在地域内においては、国道 126 号を軸とし、これに交差、平行するかたちで各主要地方道、その他一般県道等があります。

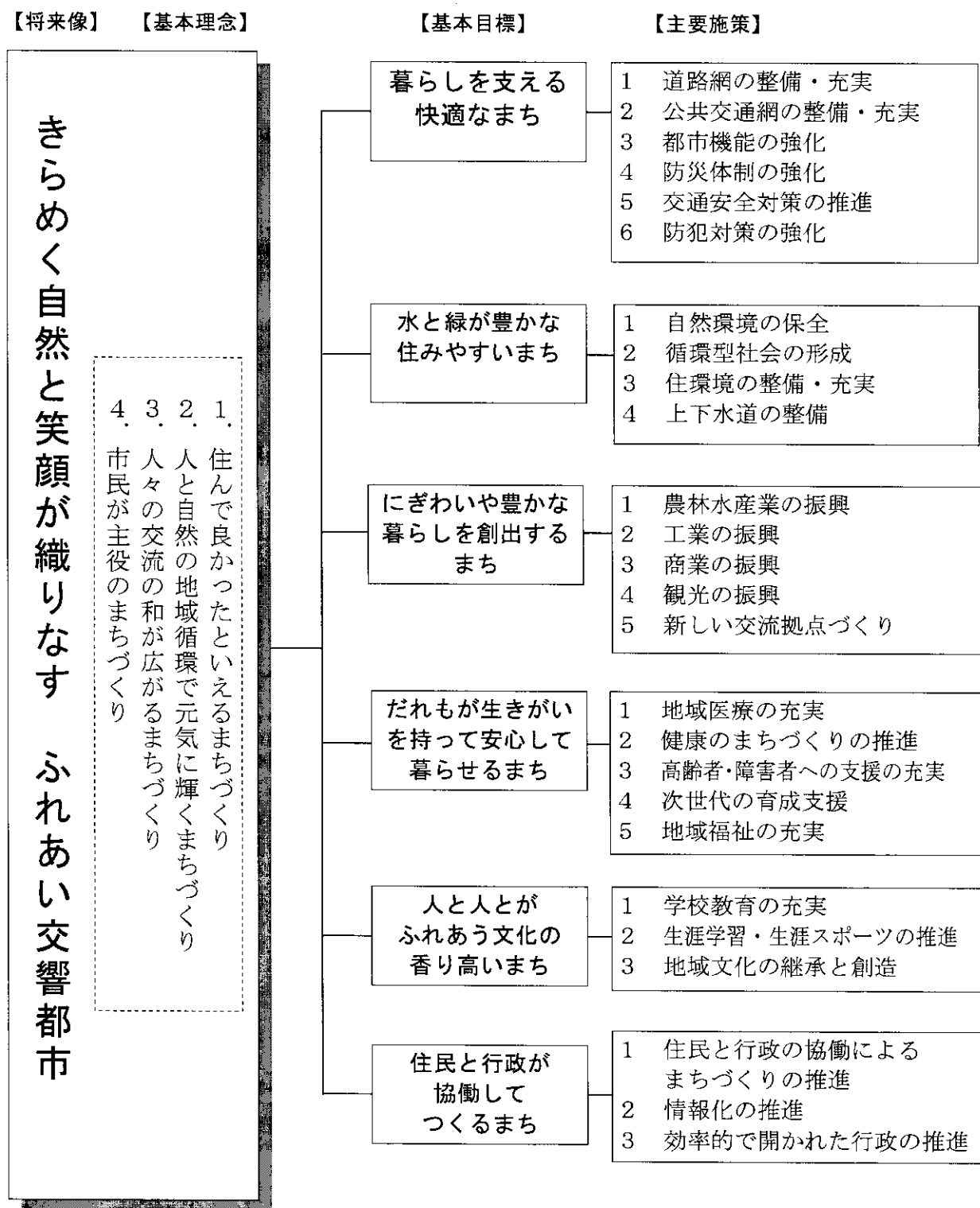
新市では、各路線において道路改良等の整備を図り、地区間を環状型に結ぶ広域的ネットワークの構築について推進し、まちづくり拠点地区間等のアクセスの向上を目指します。

■地域別の整備方針図



第5章 新市の主要施策

新市では、以下の体系に基づき、主要施策・主要事業を推進していきます。



1 暮らしを支える快適なまち

1 道路網の整備・充実

道路は、新市内外の地域間アクセスを向上させ、市民生活の利便性向上や、地域産業の発展、観光ルートの開発につなげることを目指し、体系的な整備に努めます。また、高齢者や障害を持つ人も安全に安心して通行でき、人々の交流を促進する「人にやさしい道路」となるように、歩道の確保や段差の解消、交通渋滞の緩和、狭幅員道路の改善などに努めます。

2 公共交通網の整備・充実

駅を新市の玄関口ととらえ、ＪＲ線の増発による利便性の向上とともに、駅周辺の整備、駅を起点とする観光スポットとの連絡交通網の整備を促進します。また、公共施設や病院、文化・スポーツ施設を結ぶコミュニティバス※など、低料金で少人数でも運行できる交通システムの導入を検討します。

3 都市機能の強化

新市の都市機能の強化を進めるため、都市計画マスタープランを策定し、都市計画道路の整備や都市公園の整備など総合的な基盤整備を計画的に進めます。基盤整備に向けては、調和のとれた都市づくりを目指し、バリアフリー・ユニバーサルデザイン※への配慮や、耐震性など安全性の確保、電線類地中化、広告物の規制など景観への配慮などに努めます。

4 防災体制の強化

災害に強いまちづくりに向けて、地域防災計画を策定し、避難路や避難場所の確保、オープンスペースとなる道路・公園の整備、建築物の耐震・不燃化、ライフラインの強化などを促進します。また、河川の改修や排水路の整備などを進めるとともに、森林の保水力を高めたり、河川流域の水田を整備するなど自然界における水の循環や自然環境の保全による防災といった視点にも考慮した取り組みを推進します。

さらに、消防団、自主防災組織の機能的な再編を図りながら、新市の防災組織体制の早期確立を図ります。特に、自主防災組織は、災害弱者対策や初動時の迅速な対応のために重要であり、全市的な育成を図ります。

5 交通安全対策の推進

市民の交通安全意識の向上を図るとともに、警察署や交通安全関係団体などと連携し、高齢化などの社会情勢の変化に対応した有効な交通安全対策を積極的に推進します。

6 防犯対策の強化

市民、行政、警察の連携強化に努めながら、地域の防犯組織によるパトロールなど、防犯活動の充実を促進します。また、通学路や公園などへの防犯設備の設置に努めます。

施 策 名	主 要 事 業
道路網の整備・ 充実	国・県道の整備促進 市道整備事業 広域農道整備事業
公共交通網の整 備・充実	J R 駅舎等整備事業 J R 利便性向上対策事業 地域バス交通対策事業
都市機能の強化	中心市街地活性化事業 土地区画整理事業
防災体制の強化	防災対策事業 防災行政無線整備事業 防災拠点整備事業 自主防災組織の強化 消防施設整備事業
交通安全対策の 推進	交通安全施設整備事業
防犯対策の強化	防犯組合・協会活動支援事業 防犯設備整備事業

2 水と緑が豊かな住みやすいまち

1 自然環境の保全

新市では森林、田園、海浜の個性に応じて自然環境の保全と景観の保護に努めるとともに、自然環境とバランスのとれた宅地開発や道路整備、地域に応じた排水処理、ゴミの不法投棄の防止、公共用水域の水質監視等を推進します。

また、公園や緑地、遊歩道、水辺の保全・整備を促進し、地域の特性を活かして多くの人が自然とふれあえる機会を提供できるように努めるとともに、地域内外の人が森を守り育てることに喜びを持ちつつ、地域の緑の保全と緑化の推進を図る方策を検討します。

2 循環型社会の形成

新市のゴミ処理については、分別収集の徹底や家庭用生ゴミの堆肥化装置の設置促進、新市全域でゴミ処理方法の統一などを図ります。また、循環型社会の形成に向けて、限りある資源の有効活用とゴミ減量を図るため、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会を見直し、リサイクルの推進や、地元産業から排出される廃棄物等を資源として有効活用する地域循環の仕組みづくりにより、新しい豊かさが創造できるまちづくりを進めます。

また、新市では、環境に関する幅広い情報を体系的に収集し、事業者や住民に積極的に提供するよう努めます。さらに、学校・家庭・職場・地域などにおいて環境教育を実施し、市民の意識の高揚を図り、一人ひとりが環境問題について考え行動するまちづくりに取り組みます。

3 住環境の整備・充実

新市は、都心や空港に近く自然環境に優れていることから、今後も住宅ニーズの増大が予想され、こうした状況に対応した土地利用についての基本計画を策定し、適切な住宅開発の誘導や、公営住宅の整備に努めます。

また、生活に潤いをもたらす憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として、公園・緑地の整備を進めます。

空港周辺地域の航空機騒音、電波受信障害、落下物などについては、地域住民の切実な問題であり、国・県など関係機関と協力してその対策に努めます。

4 上下水道の充実

住みやすいまちづくりのためには、水道・電気・ガス・通信などのライフラインの整備が不可欠であり、新市では、関係機関との連携を強化し、受益者負担の原則をふまえてニーズに応じた供給を図っていきます。上水道については、安全で良質な水を安定的に供給できるよう関係機関に働きかけていきます。下水道については、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による新市の総合的な下水道整備を推進していきます。

施 策 名	主 要 事 業
自然環境の保全	生態系保全対策事業 遊歩道等整備事業 不法投棄等防止事業
循環型社会の 形成	ゴミ減量化再資源化の推進事業 資源循環型農林業の推進事業 環境教育の推進事業 ISOネットワーク協議会活動支援
住環境の整備・ 充実	公園等整備事業 空港周辺騒音等対策事業
上下水道の充実	上水道整備事業 公共下水道整備事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽設置促進事業

3 にぎわいや豊かな暮らしを創出するまち

1 農林水産業の振興

農林水産業は、食料生産だけにとどまらず、環境・景観の保全や防災、地域振興、教育など多面的な機能を持つことから、意欲ある担い手の育成、生産基盤の整備、自然環境との共生などを基本に振興を図ります。

新鮮で美味しい地元産品を地域外へ発信する流通・販売システムを確立するとともに、地元の豊かな自然の恵みを地元で味わい消費する地産地消の促進を図り、生産者と消費者が互いに顔が見える距離で安全と信頼を販売できるシステムづくり、ブランドづくりに努めます。

また、地曳網体験や、観光農園、緑に憩う森林浴など、観光・リゾートと結びつけた農林水産業の振興を図ります。

2 工業の振興

新市では、工業団地への企業誘致を積極的に促進するとともに、地域で優良企業を育む仕組みづくりに努めます。そのために、企業経営の安定化と高度化を図るための制度を充実するとともに、幹線道路の整備等を通じて工業生産と物流の拠点形成に向けた工業基盤の確立を図ります。

また、多様な企業進出による雇用の創出と労働環境の充実を図るとともに、地域の人材を活用した新しい産業の育成を図ります。

3 商業の振興

商業については、核となる業種の誘致や集客力のある商業施設のネットワーク化の促進などにより、競争力のある質の高い商業・サービス業づくりを推進します。また、地域住民が利用しやすく若者にも魅力のある商店街づくりを進めるとともに、地元住民が商店街を積極的に応援することで地元の商業活動を振興・育成できるよう支援します。

さらに、地元産品を活かした商品開発やブランド化などにより、地域内外から集客する仕組みづくりを促進します。

4 観光の振興

新市では、合併のイメージアップ効果を利用して、夏季中心の観光から、年間を通じて多くの人々がいつでも気軽に訪れ、余暇を楽しむことができるよう、海洋レジャーや海辺空間の魅力を楽しむことのできる通年型の観光地づくりを目指します。既存のスポーツ・レクリエーション施設や文化施設などについても、観光資源として活用し、健康づくりやリフレッシュ活動、憩いの場を求める人々のニーズに対応した通年型観光に対応できるよう、機能向上を図ります。

一方、都心や空港に近く、自然豊かな条件を地域外に向けてPRし、今後さらに観光を中心とした広域的な交流人口の増大とリピーターの確保を図るため、観光スポットを結ぶ観光ルートづくりや、地域外からの交通アクセスの向上に向けた取り組みを進めます。また、農林水産業や商工業との連携による地元産品を活かした観光産業の振興に努めます。

特に、九十九里海岸地域については、夏季だけでなく四季折々の農水産物や食の魅力、文化などの観光資源を発掘し、それらを活かした広域的な観光の開発と整備を進めます。そのために、「道の駅オライはすぬま」などを拠点に、海岸地域における観光資源や情報、海の文化を発信するとともに、海と森の地域資源が融合した新しい特産品の開発に向けた取り組みを進めます。

5 新しい交流拠点づくり

新市は、九十九里海岸地帯からなる海の地域と丘陵地からなる山の地域を合わせ持つことになり、この地域には都市部から毎年夏の海水浴シーズンを中心に多くの人々が流入しています。これらの人々を受け入れる玄関口としては千葉東金道路の2つのインターチェンジがその役割を果たしています。

新市においては、地域内外の人々の交流を一層促進するため、公園、観光、歴史・文化施設等のネットワーク化を図っていきます。

また農産物や水産物等の販売を促進し地場産業の活性化を図るとともに、観光資源をはじめとする新市のまちづくり情報を総合的に発信していくような新たな交流拠点の整備に向けた検討を進めます。

施 策 名	主 要 事 業
農林水産業の 振興	農村振興総合整備事業 農林水産業担い手育成事業 農業用排水路整備事業 農道整備事業 畜産振興対策事業 林業振興対策事業
工業の振興	企業誘致推進事業 新産業育成事業 中小企業資金融資事業
商業の振興	商工団体育成支援事業 商店街振興事業
観光の振興	観光拠点施設整備事業 通年観光交流振興事業 海水浴場対策事業 観光基本計画策定事業
新しい交流拠点 づくり	公園等整備事業（再掲） 観光拠点施設整備事業（再掲） 歴史・文化施設整備事業（再掲）

4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまち

1 地域医療の充実

医療については、かかりつけ医の普及を図るとともに、身近な病院や診療所と高度医療機関との一層の連携強化に努めます。また、医師会の協力を得て夜間診療体制や救急医療病院群輪番制*の充実、休日在宅当番医制などの充実に努めます。

さらに、地域医療の拠点となる高度医療機関の誘致を図るなど、どのような疾病、けがに見舞われても、地域の中で完結した医療が受けられる体制づくりを促進するとともに、住民が多様な医療機関を受診しやすいよう交通手段の整備に努めます。

2 健康のまちづくりの推進

生活習慣病予防など、健康づくりへの関心が高まるなか、一人ひとりが健康づくりの重要性を認識し、健康づくりに取り組むよう、母子・成人・高齢者・障害者等の保健事業の充実を図るとともに、生涯学習事業などあらゆる機会を通じて住民一人ひとりの状況に応じた健康づくりに重点的に取り組みます。

保健事業においては、身近な地域で自主的に取り組める健康づくり活動を促進するとともに、住民の生活様式等に応じた健康管理に関わる目標を設定し、目標達成を目指した具体的な取り組みを指導・支援していきます。また、気軽に楽しみながらスポーツを継続するまちづくりを目指し、ウォーキング、自転車、水泳などの既存の身近なスポーツの活用やニュースポーツ*の導入により、住民の自主的な健康づくり活動を促進していきます。

また、きれいな空気、ふりそそぐ太陽のもとでの農林水産業体験や、健康によい食材・料理の魅力づくりなどにより、新市の住民はもとより首都圏から、季節を問わずリフレッシュに訪れる健康のまちづくりの推進に努めます。

3 高齢者・障害者への支援の充実

今後、一層の高齢化が予想されるなか、要介護状態になっても安心して介護が受けられる体制づくりや、要介護にならないための介護予防・痴呆予防の推進を図ります。また、障害者の自立と社会参加を目指し、支援費制度をはじめ、多様なニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。

さらに、バリアフリー・ユニバーサルデザイン*の生活環境づくりや地域での見守り体制の構築に取り組むことで、高齢者や障害者が住み慣れた家や地域で安心して暮らせる社会づくりを推進します。

4 次世代の育成支援

次世代育成支援については、多様な保育ニーズに応じて保育所、学童保育の機能の拡充、幼稚園における預かり保育の充実などを図るとともに、保育・教育機関が連携して子どもの基礎的生活習慣の確立や乳幼児期の教育的支援に努めます。また、幼保一元化に向けた取り組みも進めていきます。さらに、相談サービスの充実などにより子育て不安の解消に努めるとともに、自然体験、多世代交流の場の確保などにより、地域子育て支援機能の強化を図り、子どもの豊かな心を育み、個性がキラキラ光るような子どもを育てるまちづくりを進めます。

5 地域福祉の充実

高齢者や障害者、児童をはじめ、すべての住民が安心して暮らせる地域づくりを目指し、ボランティア活動の一層の活性化を図りながら、地域で支えあうまちづくりを進めていきます。そのために、地域コミュニティの形成に取り組むなかで、地域の福祉活動を支える組織の育成を図るとともに、地域住民の支え合い助け合う共助の精神に基づくサービスの展開などを促進します。

さらに、地域で高齢者や障害者を見守り、地域で子どもを育てるという観点から、公共施設などを有効に活用しながら、多世代が身近な場所で憩い、交流する拠点の確保を図ります。

施 策 名	主 要 事 業
地域医療の充実	医療ネットワーク事業 医療機関への交通手段の確保
健康のまちづくり の推進	健康のまちづくり事業 保健福祉施設整備事業 生活習慣病対策事業 健康福祉まつり事業
高齢者・障害者 への支援の充実	介護保険サービス関連事業 介護予防・痴呆予防事業 高齢者の生活支援・生きがい対策推進事業 障害者の自立と社会参加の促進事業 シルバー人材センターの充実促進事業 入所施設等の充実促進事業
次世代の育成支援	次世代育成支援対策推進事業 保育施設整備事業 子育て支援施設整備事業
地域福祉の充実	福祉ボランティアの育成・支援事業 福祉交流拠点の充実

5 人と人がふれあう文化の香り高いまち

1 学校教育の充実

学校教育では、基礎・基本を大切にし、自ら学ぶ意欲を引き出し、学力の向上を目指した各種学習プログラムの導入と指導体制の強化を図ります。また、地域が培ってきた郷土の歴史や文化・芸能を積極的に取り入れた教育や、新市の連帯感を醸成する教育を推進します。

教育環境の整備では、計画的に施設の整備充実を図るとともに、情報化社会に対応した教育の充実のため、学校における情報化の推進を図ります。

さらに、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていく観点から、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

2 生涯学習・生涯スポーツの推進

新市の生涯学習施設や文化・スポーツ施設を、立地や特性により役割分担させながら、市民一人ひとりが興味や関心に応じて、地域の自然や歴史・文化から暮らしに役立つ情報、技術まで、体系的・総合的に学び、楽しめるシステムづくりを進めます。

さらに、これまで各町村単位で取り組まれてきた各種サークル活動やボランティア活動の全市的な展開を促進し、新市の一体感の醸成を図ります。また公民館・体育館の整備を進めるなど、まちぐるみでの生涯学習・生涯スポーツの展開につなげます。

3 地域文化の継承と創造

新市では、地域の歴史・文化の発掘に努め、次世代への継承を図るとともに、新市としての祭りやイベントを展開するなど、伝統と新しい文化を融合し、それらを共有するコミュニティの形成を図ります。そのために、子どもの時から優れた文化にふれられる機会の拡大を図るとともに、芸術・文化の多様な入門講座の充実や、新市が持つ各種交流施設を有効活用した文化的な交流の促進に努めます。

施 策 名	主 要 事 業
学校教育の充実	小中学校施設整備事業 幼稚園施設整備事業 学校給食施設整備事業 情報教育環境整備事業 相談支援体制の充実
生涯学習・生涯スポーツの推進	生涯学習情報誌の発行 生涯学習指導者データベースの活用 市民スポーツ促進事業 生涯学習・スポーツ施設整備事業
地域文化の継承と創造	文化の保存・管理事業 郷土芸能育成事業 歴史・文化施設整備事業 文化イベント事業

6 住民と行政が協働してつくるまち

1 住民と行政の協働によるまちづくりの推進

地方分権が実行の段階を迎え、今後は、地域のことは地域の判断と責任で決める分権型社会へ向かうことから、施策の推進に当たっては、情報公開と計画策定の段階からの住民参画と、住民と行政との協働による魅力あるまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会の形成を目指し、審議会・協議会等の政策・方針決定の場への女性の登用を促進します。

新市では、市域が広くなることから、行政区活動など地域コミュニティ活動に対するサポートを強化し、市民の活動への参加を促進します。また、NPO※、ボランティア団体など住民活動の展開を促進します。こうした住民活動の活性化を図る場として、コミュニティ施設や市民活動施設の整備・充実に努めます。

さらに、地域内における積極的な交流を促進し、お互いにより良いふれあいが持てる機会をつくることで、新市の一体化を進めるとともに、国際・国内交流を積極的に行い、新市の魅力を全国・世界へアピールします。

2 情報化の推進

I T社会の進展を受け、多様な電子情報を市民だれもが活用できるデジタルネットワークの基盤整備を推進します。地域によって行政サービスや行政情報の格差を生じないように、離れていても身近な行政として機能するシステムの構築に努めるとともに、住民生活や産業分野でのI Tの活用を促進します。

3 効率的で開かれた行政の推進

合併を契機として、多様化、高度化する住民ニーズに対応して、充実した行政サービスを円滑に提供できる体制の整備とそのための職員の資質・専門性の向上に努めます。そのために、組織機構の見直しや、行政評価、行政管理システムの適切な運営を図るとともに、民間の資金や経営能力、技術力を活用したPFI手法※などの導入も検討しながら、行財政運営の効率化を推進します。

また、地域によって行政サービスに格差が生じないように、各町村にある既存の公共施設は、その役割分担の見直しによる有効利用に努めるとともに、各公共施設間のネットワーク化を図ります。庁舎については、老朽化した施設の建替えを行うとともに、効率的に機能を発揮できるよう整備・充実に努め、利便

性の向上を図ります。

さらに、広報紙、インターネットホームページをはじめ様々な媒体で身近な問題から市政運営まで幅広く情報の提供を行うとともに、開かれた行政の推進と積極的な住民参画に向けて、住民にわかりやすい情報公開に努め、住民の意見を政策に反映していきます。

施 策 名	主 要 事 業
住民と行政の協働によるまちづくりの推進	まちづくり条例の制定 地域振興基本方針の策定 コミュニティ施設整備事業 男女共同参画推進事業 国際・国内交流事業 ふるさとイベント事業 まちづくり情報誌の発行
情報化の推進	高度情報通信網整備事業 地域情報化推進事業（民間CATV）の普及 電子自治体推進事業
効率的で開かれた行政の推進	庁舎施設整備事業 広報・広聴の充実 市政モニター制度の導入 品質・環境マネジメントシステムの維持・推進 品質マネジメントシステムと行政評価の並行導入 満足度・重要度を基本とした市民アンケート事業の実施 行財政運営の効率化の推進と財政状況の公表

第6章 新市における県事業の推進

1 県の役割

現在、地方分権や三位一体の改革が進められており、「21 世紀は地方分権の時代」、「地域間競争の時代」と言われ、地方自治体は意識や財政や政策面での体質そのものを、これまでの「国依存」から「自主・自立」へと転換する大きな変革の時期に来ています。このような中、真の地方分権を実現するためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が独自性・個性を持った「ちから」をつけ、地域の発展可能性を将来に引き継いでいくことが大変重要です。

県としては、新市が基礎自治体として住民のニーズに的確に対応できるよう、「ふさのくに合併支援交付金」による財政支援や政策立案等に当たっての人的支援などを行うとともに、以下の方針のもと、様々な場面で、地域住民や新市と連携しながら、地域特性を活かしたまちづくりを促進していきます。

新市は、首都圏の食料基地として生産が盛んな水稻や野菜、果実などの農産物や山武杉などの森林資源、九十九里浜の海の幸と、自然の恵みが豊かな地域です。

また、緑豊かな丘陵地域や九十九里浜は、首都圏における観光・レクリエーション地域として多様なスポーツ、レジャーが楽しめ、若者にも魅力のある地域資源を有しています。

新市は、成田国際空港にも近く、また、中央部には、現在、整備中の首都圏中央連絡自動車道の一部として機能する千葉東金有料道路が通っていることなどから、工業団地への企業進出も見られ、将来は、首都圏中央連絡自動車道の整備による交通アクセスの利便性の向上などにより、産業、生活、観光等における拠点地域として発展することが期待される地域です。

このため、県は、地域間の交流・連携の強化、利便性の向上と地域経済の活性化につながる首都圏中央連絡自動車道の整備促進に努めるとともに、国道 126 号及び県道の整備など地域ネットワークの構築に不可欠な交通網の整備や人々の快適な生活を支える各種社会基盤の整備、河川改修や海岸整備など自然災害防止事業等を推進します。

また、豊かな自然を活かし、海洋レジャーや海辺空間の魅力を楽しむ通年型の観光エリアとなるよう取り組むとともに、体験農業等による都市住民との交流などに

より、広域的な交流人口の増加を図るほか、農業生産基盤整備や湛水防除事業等による農業振興、サンプスギ溝腐病対策などによる森林の保全、整備を推進します。

2 新市における県事業

分 野	主 要 事 業
道路整備	(国道) 国道126号 (県道) 千葉八街横芝線、飯岡一宮線、成田松尾線、成東酒々井線、成田成東線、横芝山武線、日向停車場極楽寺線、成東山武線、成東鳴浜線、飯岡片貝線、松尾停車場線
農業農村整備	農業生産基盤整備 経営体育成基盤整備事業（豊岡地区） 農村整備 広域営農団地農道整備事業（九十九里地区） 農地の防災保全 湛水防除事業（蓮沼Ⅱ期地区、小松地区、中台地区）
市民の 治安安全対策	交番・駐在所の整備

第 7 章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

また、新たな公共施設の整備については、行財政運営の効率化はもとより、現在の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、計画的な整備に努めます。

なお、新市の事務所の位置は成東町殿台 296 番地（現成東町役場）とします。事務所の機能については、総合支所方式※を採用し、将来は本庁方式※へ移行します。

第8章 財政計画

財政計画は、新市における10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う変動要因や主な節減効果等を反映させるとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しています。

【歳入】

(1) 地方税

現行税制度を基本に、過去の実績や人口見通し等を踏まえて見込んでいます。

(2) 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税算定の特例（合併算定替）等に係る財政措置を見込んでいます。また、合併特例債等に係る地方債の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、普通建設事業分は本計画事業分を反映させるとともに国県の財政支援措置を見込んでいます。

(4) 地方債

本計画事業の財源として、現行の地方債制度をもとに、通常債や合併特例債等を見込んでいます。

(5) その他

地方譲与税、交付金、分担金・負担金、使用料・手数料及び諸収入等を、過去の実績や将来の人口見通し等を勘案して見込んでいます。

【歳 出】

(1) 人件費

合併による職員、議会議員等の減員による影響を見込んでいます。

(2) 扶助費

高齢化の進行や生活保護事務の移譲等に伴う影響を見込んでいます。

(3) 公債費

合併までの借入れに対する償還額と合併後の本計画事業等に伴う、合併特例債等の新たな地方債に係る償還額を見込んでいます。

(4) 物件費

合併直後の臨時的経費の影響と合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

(5) 積立金

財政調整基金や減債基金等への積立てを見込んでいます。

(6) 繰出金

国民健康保険等各特別会計への繰出金を見込んでいます。

(7) 普通建設事業費

本計画に位置付ける事業費を見込んでいます。

(8) その他

維持補修費、補助費等を、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

○歳入

(百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	5,512	5,540	5,582	5,579	5,606	5,612	5,593	5,602	5,610	5,606
地方譲与税	494	497	500	503	506	510	514	518	523	527
利子割交付金	32	32	32	32	32	33	33	33	33	33
配当割交付金	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
株式等譲渡所得割交付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
地方消費税交付金	503	506	509	512	514	518	523	527	531	535
ゴルフ場利用税交付金	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
自動車取得税交付金	295	296	298	300	301	304	307	310	313	316
地方特例交付金	195	196	197	198	199	201	203	205	207	209
地方交付税	6,225	6,044	6,001	5,871	5,968	5,930	6,006	6,038	6,099	6,177
交通安全対策特別交付金	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
分担金・負担金	122	122	122	121	121	121	121	121	121	121
使用料	362	363	363	363	363	363	363	363	363	362
手数料	77	77	77	77	78	78	78	78	78	78
国庫支出金	1,255	1,062	1,513	1,428	1,066	1,119	1,284	1,422	1,308	977
県支出金	723	719	719	1,046	593	631	694	696	635	653
財産収入	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
繰入金	10	638	431	1,011	379	319	496	68	20	668
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	923	923	923	923	923	923	923	923	923	923
地方債	3,278	2,811	4,327	1,949	2,922	2,776	2,378	2,510	2,104	1,515
歳入合計	20,140	19,960	21,728	20,047	19,705	19,572	19,650	19,548	19,002	18,834

○歳出

(百万円)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
人件費	4,395	4,257	4,198	4,139	4,080	4,014	3,948	3,883	3,817	3,751
扶助費	1,638	1,678	1,717	1,757	1,797	1,856	1,915	1,974	2,033	2,092
公債費	2,176	2,209	3,616	2,129	2,149	2,229	2,310	2,275	2,328	2,445
物件費	3,068	3,039	3,010	2,982	2,953	2,921	2,890	2,858	2,827	2,797
維持補修費	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
補助費等（組合負担金含む）	3,473	3,560	3,706	3,696	3,669	3,502	3,501	3,493	3,493	3,493
積立金	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
投資・出資金・貸付金	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
繰出金	1,379	1,404	1,343	1,265	1,292	1,382	1,494	1,528	1,573	1,546
普通建設事業費	3,387	3,189	3,514	3,455	3,141	3,044	2,968	2,913	2,307	2,086
歳出合計	20,140	19,960	21,728	20,047	19,705	19,572	19,650	19,548	19,002	18,834

参考 用語説明

頁	用語	説明
11	センサス変化率を用いたコーホート法	センサスとは国勢調査、コーホートとは群れの意味。5歳の集団（人口）は5年後には9歳の集団（人口）になるが、「コーホート法」による人口推計では、そうした年齢集団の人口増減率が将来的に一定であると仮定して、年齢集団ごとの人口を推計し、合算して全年齢層の人口を推計する。コーホート法による人口推計には、センサス変化率法とコーホート要因法があり、センサス変化率法では、年齢集団の人口増減率を国勢調査実施年で計算することが多いことから「センサス変化率」と呼ぶ。コーホート要因法では、年齢集団の人口増減率を自然増減と社会増減に分割してそれぞれで将来年度の推計を行い、それを合算して人口を推計する。
21	コミュニティバス	地域内の交通不便者の足の確保と利便性向上等のために市町村等が主体となって積極的に運行システムの構築・維持に関わるバス運行サービス。
21 ・ 28	バリアフリーとユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害者などが公共施設や道路などを利用する際にある障壁（段差など）を解消すること。ユニバーサルデザインは、「障壁を除去する」といういわゆるバリアフリーをさらに進めた概念で、年齢・性別・国籍・障害の有無等にかかわらず、誰もが、使いやすい、生活しやすい環境やデザインを最初から導入していくこと。
28	救急医療病院群輪番制	重症救急患者に対応するため、休日や夜間に対応できる地域内の病院（一部有床診療所）が持ち回り制をとり、患者の受け入れを行っている制度。
28	ニュースポーツ	今までのスポーツのルールや道具を簡単にして、上手下手、強い弱い、早い遅いに関係なく、高齢者などでも気軽に楽しむことができるよう工夫されたスポーツのこと。ペタンクやクロッケー、マレットゴルフなどが有名である。
33	N P O	民間非営利団体。「まちづくり」「障害者や高齢者の福祉」「川や森林の愛護」などを目的に、身近なところで行われている活動団体のこと。活動を行いやすくするため、法人格を取得する団体が増えてきている。
33	P F I	民間活力の導入で公共サービスの向上を図る手法の一つ。公共施設等の運営やサービスの提供にあたり、民間のノウハウを活用し、民間主導で行うことにより、効率的かつ効果的な提供を図る。
36	本庁方式・総合支所方式	合併後の庁舎の配置方法については、「本庁方式」、「総合支所方式」などがある。「本庁方式」とは、業務の主要な機能を本庁にまとめ、本庁以外の庁舎は、支所などの機能とするもの。「総合支所方式」は、管理部門などを除き、合併前の各庁舎の主要な機能を残すもの。